

第9編 国勢調査－高齢者数、夫婦世帯数、子供の数－

- 注) 第35表： 1) 昭和55年は普通世帯である。
2) 昭和55年以降は、年齢不詳が集計対象から除かれている。
3) 平成22年調査から、「親族世帯」及び「非親族世帯」を「親族のみの世帯」及び「非親族を含む世帯」に変更している。
- 第36表： 4) 昭和60年の高齢者は60歳以上。
5) 平成2年以降の高齢者は65歳以上。
- 第37表： 6) 昭和55年は、夫婦の両名または、いずれかが60歳以上の夫婦一組のみ（他の世帯員がない）の普通世帯を集計している。
7) 昭和60年は、夫婦の両名または、いずれかが60歳以上の夫婦一組のみ（他の世帯員がない）の一般世帯を集計している。
8) 平成2年から平成22年は、夫婦の両名または、いずれかが65歳以上の夫婦のみ（他の世帯員がない）の一般世帯を集計している。
9) 平成27年以降は、夫婦一組のみ（他の世帯員がない）の一般世帯を集計している。
- 第38表： 10) 1)
11) 2)
12) 総数には、労働力状態不詳を含む。
13) 「夫婦のいるその他の世帯（同居の親あり・なし）」について、平成17年以前は「夫婦のいるその他の親族世帯（同居の親あり・なし）」である。
- 第39表： 14) 総数には、親の労働力状態不詳を含む。